

## (県内建設業者)令和5・6年度一般(指名)競争入札参加資格審査申請について

(県内建設業者)令和5・6年度一般(指名)競争入札参加資格審査申請については、「徳島県との共同受付」を行っております。

徳島県の受付期間は、令和5年1月11日(水)～1月26日(木)となっています。県への申請書で参加希望自治体を「那賀町」と選択された場合は、改めて那賀町へ申請する必要はございません。

**「徳島県との共同受付」へ申請せず、那賀町の入札に参加を希望する場合は、次のとおり申請してください。**

### 1. 受付期間：令和5年1月11日(水)から随時(土・日・祝日を除く)

受付時間は午前8時30分から午後5時まで

持参の場合は、正午から午後1時の間にご遠慮ください。

### 2. 受付場所：〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

那賀町役場 会計課 検査室(0884-62-1120)

### 3. 提出方法：郵送もしくは持参

### 4. 有効期間：令和5年5月1日から令和7年4月30日まで(2年間)

※上記期間中に申請された場合は、受付日から令和7年4月30日まで

### 5. 申請書類

次のとおり。提出は各1部。(A4サイズのファイルにとじたもの)

No.	提出書類一覧表
1	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書【県内工事】(様式第1号)
2	登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)(写し可)
3	労災保険料納付済証明願 又は 労災保険未加入確認願(写し可)
4	社会保険料納入確認(又は証明)書(写し可)
5	営業所の見取図及び写真(6枚)
6	暴力団排除に関する誓約書
7	業者カード
8	総合評定値通知書の写し
9	委任状(年間委任する場合。様式は任意。)
10	提出書類チェックリスト
11	返信用封筒(郵送される業者で受付票が必要な場合、84円切手を貼付し同封。官製はがきでも可)

## 6. 注意事項

- (1) 提出書類(No.1～10)を順番にファイル(A4版、金属の付いていないもの)綴じし、背表紙には、表題として「令和5・6年度入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。
- (2) 各証明書類は申請書提出時の直前3か月以内の発行のものとしします。

## 7. 申請書類の作成方法

### (1)一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書〔県内工事〕(様式第1号)

電話番号及びファクシミリ番号は必ず主たる営業所の番号を記載してください。

### (2)登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人) (写し可)

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書を提出してください。

### (3)労災保険料納付済証明願又は労働保険(労災保険)未加入確認願 (写し可)

元請工事がなく全工事下請工事のため労災保険料の納付が必要ない場合については、徳島労働局発行の「労働保険(労災保険)未加入確認願」(写し可)を提出してください。

なお、「労働保険(労災保険)未加入確認願」の発行には、経営事項審査に添付した工事経歴書(直前3年分)の写しが必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料の徴収猶予を受けている場合は、「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しを添付してください。

〈問合せ先 徳島労働局労働保険徴収室 (電話 088-652-9143)〉

### (4)社会保険料納入確認(又は証明)書 (未納がないことを証明したもの写し可)

#### ア 社会保険の強制適用事業所(法人及び従業員5人以上の個人事業所)

- ・社会保険の適用事業所は、年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。
- ・社会保険料納入「確認」書の場合、証明機関で証明してもらった「対象期間」の指定について  
対象期間の欄が「確認日における全期間」との表記になっている場合は、指定は不要です。  
対象期間の記載が必要な場合は、年金事務所への申請月の前々月から遡って 24 か月としてください (令和4年12月申請であれば、令和2年11月～令和4年10月)。
- ・健康保険の適用除外申請をしている事業所は、これに加えて、所属する国民健康保険組合発行の健康保険料納入証明書を提出してください。  
※健康保険の適用除外申請をしている事業所についても、厚生年金保険について年金事務所発行の社会保険料納入確認書等を提出してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により社会保険料の徴収猶予を受けている場合は、「納付の猶予(特例)許可通知書」の写しを添付してください。

#### イ その他の個人事業所(事業主分のみ)

- ・所属する国民健康保険組合又は市町村発行の国民健康保険料(税)納入証明書を提出してください。
- ・事業主が世帯主でない場合は、国保世帯主の納入証明書を提出してください。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料の徴収猶予を受けている場合は、確認できる書類を添付してください。

#### **(5)営業所の見取図及び写真（6枚）**

##### ア 見取図

主たる営業所を**赤色**で表示した住宅地図を添付してください。

##### イ 外観の写真(2枚)

営業所の建物全体（入口）及び看板・標識が確認できるもの。標識の室内掲示は不可。

##### ウ 内部の写真(2枚)

什器備品（電話・机等）及び帳簿類が確認できるもの

##### エ 機械器具・保管資材の写真(2枚)

#### **(6)暴力団排除に関する誓約書**

#### **(7)業者カード**

作成にあたっては、業者カード(県内建設業者用)の記入方法、(別表1)地区コード表、(別表2)希望工事種別表を参照してください。

#### **(8)総合評定値通知書の写し**

直近の審査基準日のものの写しを提出してください。

お問い合わせ先

那賀町役場会計課検査室

〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104-1

電話番号0884-62-1121(代表)

0884-62-1120(直通)

## 業者カード（県内建設業者用）の記入方法

- 「(1)測量・建設コンサルタント等業務での入札参加資格申請の有無」欄は、徳島県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格を申請する場合は「有」を、それ以外の場合は「無」を○で囲うこと。
- 「(2)業者番号」欄は、平成17年度以降に徳島県が発注する建設工事に係る入札参加資格を有している場合は、認定通知書等記載の業者番号を記入すること。なお、建設業の許可番号ではないので注意すること。新規の場合は記入不要です。
- 「(3)許可番号」欄は、「総合評定値通知書」の許可番号と同一とすること。

(例)

0	0	—	1	2	3	4	5	6	国土交通大臣許可業者の場合
3	6	—	0	0	9	8	7	6	徳島県知事許可業者の場合

- 「(4)許可年月日」欄は、許可業種によって許可年月日の異なる許可を有する場合は、それぞれの許可年月日を記入すること。その場合、直近の許可年月日を左の欄に記入すること。
- (5)(6)(7)(8)欄は、総合評定値通知書と変更がなくとも必ず記入すること。
- (9)欄は、該当がない場合は記入を要しない。
- (10)欄は、必ず記入すること。  
建設工事関係部局からのお知らせ等に活用することがあります。携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受取容量が小さいものでの登録は控えてください。(また、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。)
- (11)(12)(13)欄は、総合評定値通知書と変更がなければ記入を要しない。  
「(11)一般1・特定2」欄は、総合評定値通知書の許可区分と異なる場合のみ記入すること。  
「(13)所在地」欄は、建設業法上の主たる営業所の所在地を市町村名から記入し、「丁目」、「番」及び「号」等については—(ハイフン)を用いて記載すること。
- 「(14)地区コード」欄は、(別表1)地区コード表により記入すること。
- 「(15)希望工事」欄は、(別表2)希望工事種別表により記入すること。  
なお、希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとするので注意すること。

(別表1) 地区コード表

コード	地域区分	町 村 名 等	コード	地域区分	町 村 名 等
<b>東部県土整備局 (徳島) 管内</b>			306	宝田	宝田町
101	内町・新町 ・富田	内町・通町・両国本町・徳島町・徳島本町 中徳島町・中洲町・幸町・寺島本町 出来島木町・北出来島町・新町・栄町 秋田町・鷹匠町・大道・船場町・富田浜 仲之町・富田橋・明神町・東山手町・伊月町	307	加茂谷	大井町・加茂町・楠根町・十八女町 深瀬町・吉井町・大井井町・熊谷町 水井町・細野町
102	昭和・津田 ・新浜	昭和町・中昭和町・南昭和町・万代町 かちどき橋・津田町・津田木町・新浜町 新浜本町・西新浜町・津田海岸町	308	大野	上大野町・下大野町・中大野町
			309	見能林	才見町・中林町・見能林町・大湯町 津乃峰町
			310	橋	橋町
103	二軒屋・八万	二軒屋町・南二軒屋町・八万町・山城町 城南町・沖浜町・間屋町	311	椿	椿町・椿泊町・伊島町
			312	桑野	阿瀬比町・内原町・桑野町・山口町
			313	福井	福井町
104	勝占	大原町・論田町・大松町・雑賀町・西須賀町 勝占町・三軒屋町・方上町・大谷町・北山町	314	新野	新野町
105	多家良	多家良町・丈六町・飯谷町・渋野町・八多町	<b>南部総合県民局 (那賀) 管内</b>		
106	上八万	上八万町	401	鶯敷	那賀町 (旧鶯敷町内)
107	渭東	金沢・北沖洲・南沖洲・東沖洲・末広・安宅 住吉・福島・新南福島・城東町・人和町	402	相生	那賀町 (旧相生町内)
108	渭北	助任・吉野・前川・常三島	403	上那賀	那賀町 (旧上那賀町内)
			404	木沢	那賀町 (旧木沢村内)
109	佐古・田宮 ・矢三	佐古・田宮・矢三・春日	405	木頭	那賀町 (旧木頭村内)
110	不動	不動北町・不動西町・不動東町・不動本町	<b>南部総合県民局 (美波) 管内</b>		
111	加茂名	加茂名町・鮎喰町・庄町・南島田町 北島田町・名東町・蔵本町・中島田町	501	由岐	美波町 (旧由岐町)
112	国府	国府町	502	日和佐	美波町 (旧日和佐町)
113	一宮	一宮町	503	牟岐	牟岐町
114	入田	入田町	504	海南	海陽町 (旧海南町)
115	川内	川内町	505	海部	海陽町 (旧海部町)
116	応神	応神町	506	穴喰	海陽町 (旧穴喰町)
117	北島	北島町	<b>東部県土整備局 (吉野川) 管内</b>		
118	藍住	藍住町	601	上板	上板町
119	小松島	(小松島市下記以外の町)	602	吉野	阿波市吉野町
120	坂野・和田島	赤石町・大林町・坂野町・常盤町・豊浦町 間新田町・和田島町・和田津開町	603	上成	阿波市上成町
121	立江・櫛淵	立江町・櫛淵町	604	市場	阿波市市場町
122	勝浦	勝浦町	605	阿波	阿波市阿波町
123	上勝	上勝町	606	石井	石井町
124	佐那河内	佐那河内村	607	鴨島	吉野川市鴨島町
125	神山	神山町	608	川島	吉野川市川島町
<b>東部県土整備局 (鳴門サービスセンター) 管内</b>			609	美郷	吉野川市美郷
201	北灘	北灘町	610	山川	吉野川市山川町
202	瀬戸	瀬戸町	<b>西部総合県民局 (美馬) 管内</b>		
203	里浦・撫養 ・鳴門	里浦町・撫養町・鳴門町	701	脇	美馬市脇町
			702	穴吹	美馬市穴吹町
204	大津	大津町	703	木屋平	美馬市木屋平
205	大麻	大麻町	704	美馬	美馬市美馬町
206	松茂	松茂町	705	半田	つるぎ町 (旧半田町内)
207	板野	板野町	706	貞光	つるぎ町 (旧貞光町内)
<b>南部総合県民局 (阿南) 管内</b>			707	一字	つるぎ町 (旧一字村内)
301	羽ノ浦	羽ノ浦町	<b>西部総合県民局 (三好) 管内</b>		
302	那賀川	那賀川町	801	三野	三好市三野町
303	中野島	上中町・柳島町・横見町	802	三好	東みよし町 (旧三好町)
304	富岡	(阿南市上下記以外の町)	803	三加茂	東みよし町 (旧三加茂町)
305	長生	長生町	804	井川	三好市井川町
			805	池田	三好市池田町
			806	山城	三好市山城町
			807	東祖谷山	三好市東祖谷
			808	西祖谷山	三好市西祖谷山村

(別表2) 希望工事種別表

- 1 希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとする。
- 2 希望工事種別は対応する右の建設工事の種類のうち、いずれかについて経営事項審査を受けていなければ希望できない。
- 3 ○印を付した業種は、希望工事の中で「専門工事」として発注があった場合のみ受注することのできる業種である。

※ 標識設置工事の取扱いについて

- ・ 令和3年度から「交通安全施設工事」に含まれている「標識設置工事」を区分し、新たに単独の希望工事種別として設定します。

工事区分	コード	希望工事種別	左に対応する経審受審業種
土木系工事 の中から3	0 1	一般土木工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○水道施設工事
	0 2	交通安全施設工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 3	標識設置工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 4	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
	0 5	プレストレストコンクリート工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 6	グラウト工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	0 7	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	0 8	ほ装工事	ほ装工事
	0 9	鋼構造物工事 (鋼橋上部工事を含む。)	鋼構造物工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	1 0	塗装工事	塗装工事
	1 1	道路区画線工事	塗装工事
	1 2	造園工事	造園工事
	1 3	さく井工事	さく井工事
建築系工事 の中から1	2 1	建築工事 (解体工事を含む。)	建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○屋根工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○鋼構造物工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事 ○解体工事
その他工事 の中から2	3 1	電気設備工事	電気工事
	3 2	暖冷房衛生設備工事	管工事 ○熱絶縁工事 ○水道施設工事 ○消防施設工事
	3 3	機械設備工事	機械器具設置工事 ○鋼構造物工事
	3 4	通信設備工事	電気通信工事